

(案)

基本契約書

一般財団法人沖縄美ら島財団（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記業務に関して、基本契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（基本契約）

本契約は、甲と乙との間の取引契約に関する基本契約事項を定めたもので、甲乙協議して定める個々の取引契約（以下「個別契約」という。）に対して適用し、甲及び乙は、本契約及び個別契約を守らなければならない。

第2条（個別契約の成立）

個別契約は、甲より取引内容を記載した発注書等を乙に交付し、乙がこれを承諾することによって成立する。

第3条（個別契約の変更）

個別契約の内容を変更する必要がある場合は新たに発注書を交付し、乙がこれを承諾することによって成立するものとする。

第4条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の60日前までに甲または乙から書面による解約の申し出のない時は、本契約と同一条件で、さらに更新するものとし、その後もこの例による。

第5条（契約の自動終了）

甲および乙の間で、最後の個別契約に基づく支払い完了日から5年間、新たな取引がない場合、本契約はその期間満了をもって自動的に終了する。

第6条（再委託の制限）

乙は、甲の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本件業務の主たる部分を第三者に再委託してはならない。ただし、本件業務の遂行に付随し、軽微な部分についてはこの限りではない。

(案)

第7条（支払）

契約金額、振込先、履行期間については、個別契約のとおりとし、毎月末締翌月27日支払いとする。契約内容によっては、受領月締の翌月27日支払いとするが、ただし、役務提供委託については、役務提供日（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）月末締の翌月27日支払いとする。前払金、着手金、中間金その他これらに類する支払が必要となる場合は、個別契約において別途定めることができる。なお、振込手数料は甲の負担とする。

2 甲は、受領もしくは検査完了日から起算して60日以内に契約金額を支払わなかった場合、当該期間経過日の翌日から支払いをする日までの期間について、未払金額に対し下請代金支払遅延等防止法（名称変更その他これに代わる法令を含む）及び民法に基づき定められる法定利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

第8条（権利義務の譲渡）

甲および乙は、本契約により生ずる権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡または引き受けさせてはならない。

第9条（秘密保持）

乙は、甲の承諾を得ず、本契約及び個別契約に関する一切の情報を第三者に開示してはならない。

第10条（報告義務）

乙は、甲の求めがあるときは、本契約及び個別契約に関する情報を速やかに報告しなければならない。

第11条（契約解除）

甲または乙は、相手方が本契約の条項に違反したときは、何らの催告をせず、直ちに本契約及び個別契約の全部または一部を解除し、また被った損害を請求することができる。

第12条（不可抗力免責）

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、為替の大幅な変動など、当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(案)

第13条（管轄裁判所）

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、甲の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とする。

第14条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自己が暴力団・暴力団関係企業その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないことを確約する。

2 前項に違反した場合、相手は何らの催告なく契約を解除でき、損害賠償を請求することができる。

第15条（協議）

本契約で定めのない事項、または本契約の内容に変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

ただし、電磁的記録による契約締結の場合は、押印を省略することができる。

令和 年 月 日

(甲) 住所 沖縄県国頭郡本部町字石川 888 番地
氏名 一般財団法人 沖縄美ら島財団
理事長 湧川 盛順

(乙) 住所
氏名